

# 鴨川市看護師等修学資金貸付のしおり

## 鴨川市看護師等修学資金貸付制度

この制度は、看護師、准看護師（以下「看護師等」という。）を養成する大学、学校又は養成所に在学する方で、将来、安房郡市内で看護師等として従事しようとする方に対して修学資金を貸し付け、地域における看護師等の確保を図ることを目的としています。

鴨川市 健康推進課

令和4年4月1日一部修正  
令和7年4月1日一部修正  
令和8年4月1日一部修正

## 目 次

鴨川市看護師等修学資金貸付制度の概要	1
申請・届出に必要な書類一覧	4
養成施設卒業後の手続一覧	7
～Q&A～	8

## 鴨川市看護師等修学資金貸付制度の概要

### 1. 貸付対象者

次のすべての要件を満たす方が対象です。

- (1) 看護師、准看護師を養成する大学、学校又は養成所に在学していること。
- (2) 本人又はその親、配偶者、本人と生計を一にする2親等以内の親族が1年以上本市に住所を有していること。
- (3) 安房郡市内で看護師等の業務に従事する意思があること。

### 2. 貸付金額

月額2万円以内の額。(2万円、1万円)

### 3. 貸付期間

貸付決定の月から養成施設の正規の修学期間の終了する月まで。

(貸付期限は令和10年3月31日までとする。)

### 4. 貸付方法

原則として、毎月15日に定額を預金口座に振り込みます。

### 5. 貸付申請

修学資金貸付申請書に以下の書類を添えて申請すること。

- (1) 誓約書
- (2) 保証書
- (3) 連帯保証人の印鑑登録証明書
- (4) 在学証明書
- (5) 申請者の住民票の写し及び住所要件が申請者以外に該当する場合はその者の住民票  
\*住民票の写しは世帯主、続柄、本籍地、筆頭者の記載のあるもの
- (6) 他の修学資金の借受け状況に関する報告書

### 6. 申請受付期間

4月1日から同月30日まで

### 7. 連帯保証人

申請には連帯保証人が2名必要です。

連帯保証人は、成年者で独立の生計を営む者とします。

申請者が未成年であるときは、連帯保証人のうち1名を親権者又は後見人としなければなりません。

## 8. 貸付の決定

市長は、修学資金の貸付けの可否を決定し、申請者に通知します。

## 9. 現況報告

借受人は、返還の債務を負うことがなくなるまで毎年3月31日現在の状況を（毎年4月末日までに）報告しなければなりません。

## 10. 借用証書の提出

借受人は、修学資金の貸付期間が満了したとき又は修学資金の貸付けの取り消しを受けたときは、ただちに借用証書を提出しなければなりません。

## 11. 返還の免除

借受人が一定の要件を満たした場合、修学資金の返還債務の全部又は一部を免除します。

(1) 養成施設を卒業後、市内の医療機関で看護師等の業務に貸付けを受けた期間と同じ期間、従事したとき ⇒ 全額免除

(2) 養成施設を卒業後、安房郡市内（鴨川市以外）の医療機関で看護師等の業務に貸付けを受けた期間と同じ期間、従事したとき ⇒ 2分の1免除

\*本市の修学資金とは別に、養成施設の修学貸付金を受ける（受けている）方は、その返還債務の免除を受けるために、指定された医療機関で従事する期間があるときはその期間経過後、直ちに(1)の場合は市内に、(2)の場合は安房郡市内（鴨川市以外）の医療機関に、看護師等の業務に貸付けを受けた期間と同じ期間、従事したとき免除となります。

(3) 前記の業務従事期間中に業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため、業務を継続することができなくなったとき ⇒ 全額免除

医療機関とは・・・

- 医療法第1条の5第1項に規定する病院若しくは同条第2項に規定する診療所又は同法第1条の6に規定する助産所
- 介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設ならびに同法第29項に規定する介護医療院、健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第8条第26項に規定する介護療養型医療施設
- 健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項本文の指定に係る訪問看護事業を行う事業所

## 12. 返還

借受人が次の事由に該当するときは、修学資金の返還が必要となります。

(1) 修学資金の貸付けの決定が取り消されたとき

(2) 養成施設を卒業した後、1年2月以内に看護師等の免許を取得しなかったとき

(3) 養成施設を卒業し、看護師等の免許を取得した後、直ちに安房郡市内において

看護師等の業務に従事しなかったとき

(4) 借受人が看護師等の業務以外の事由により死亡したとき

### 13. 返還の猶予

次の場合は、返還が一定期間猶予されます。

(1) 貸付けの決定が取り消された後も引き続き養成施設に在学しているとき

(2) 卒業後上位の学校等に修学しているとき

(3) 災害、疾病、育児休業等により返還が困難であるとき など

### 14. 利息・遅延利子

修学資金は無利息で貸付けを行っています。ただし、修学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、返還すべき額につき年 14.6%の遅延利子を支払わなければなりません。

## 申請・届出に必要な書類一覧

以下に該当する事由が生じた場合は、速やかに必要書類を提出してください。

手続きを忘れた場合は、貸付金の一時保留や返還となりますので、必要書類は忘れずに提出してください。

### ○申請の手続き

主な事由	必要な書類
貸付申請	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 鴨川市修学資金貸付申請書（第1号様式）</li><li>・ 誓約書（第2号様式）</li><li>・ 保証書（第3号様式）</li><li>・ 連帯保証人の印鑑登録証明書</li><li>・ 在学証明書</li><li>・ 申請者の住民票の写し及び申請者以外の者が住所要件に該当する場合はその者の住民票の写し</li><li>・ 他の修学資金の借受け状況に関する報告書（第4号様式）</li></ul>

### ○在学中の手続き

主な事由	必要な書類
毎年3月31日現在の状況について報告するとき	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 現況報告書（第16号様式）</li></ul>
修学資金の貸付けを辞退しようとするとき	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 修学資金貸付辞退届（第8号様式）</li><li>・ 修学資金返還届（第19号様式）</li><li>・ 修学資金借用証書（第17号様式）</li></ul>
退学したとき	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 退学等届出書（第6号様式）</li><li>・ 修学資金返還届（第19号様式）</li><li>・ 修学資金借用証書（第17号様式）</li></ul>
休学、停学の処分を受けたとき	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 退学等届出書（第6号様式）</li></ul>
復学したとき	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 退学等届出書（第6号様式）</li></ul>
修学資金の貸付けを取り消された後も引き続きその養成施設に在学しているとき	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 修学資金返還猶予申請書（第20号様式）</li></ul>

## ○卒業後の手続き

主な事由	必要な書類
養成施設を卒業したとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・養成施設卒業（修了）届（第9号様式）</li> <li>・卒業（修了）証書の写し</li> <li>・修学資金借用証書（第17号様式）</li> </ul>
看護師等の免許を取得したとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・看護師等免許取得届（第10号様式）</li> <li>・看護師等免許証の写し</li> </ul>
卒業後他種の養成施設（看護関係の上級学校）に進学したとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・修学資金返還猶予申請書（第20号様式）</li> <li>・在学証明書</li> </ul>
看護師等の業務に従事したとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・看護師等就業届（第11号様式）</li> <li>・修学資金返還猶予申請書（第20号様式）</li> </ul>
他の修学資金の貸付け条件等により、指定された場所で看護師等の業務に従事するとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・修学資金返還猶予申請書（第20号様式）</li> </ul>
他の修学資金の返還の免除を受けたとき（他の修学資金の貸付け条件等で指定された場所での就業期間が終了したとき）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定修学資金返還免除届（第14号様式）</li> </ul>
返還の債務を負うことがなくなるまで、毎年3月31日現在の状況について報告するとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現況報告書（第16号様式）</li> </ul>
貸付期間に相当する期間、業務に従事し、返還の免除を受けようとするとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・修学資金返還免除申請書（第18号様式）</li> </ul>
安房郡市外で就業したとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・修学資金返還届（第19号様式）</li> </ul>
看護業務に就かなかったとき	
免許を取得できなかったとき	
就業場所を異動したとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・看護師等就業変更届（第12号様式）</li> </ul>
就業場所を退職したとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・退職届（第13号様式）</li> <li>*退職後直ちに再就業しないときは修学資金返還届（第19号様式）</li> </ul>
休業（療養、産休、育休）したとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・修学資金返還猶予申請書（第20号様式）</li> <li>・猶予を受けようとする理由を証明する書類（診断書、育児休業承認書など）</li> </ul>

## ○その他の手続き

主な事由	必要な書類
借受人又は連帯保証人の氏名、住所等に異動があったとき	・住所等変更届（第7号様式）
連帯保証人の変更があったとき	・連帯保証人変更届（第5号様式） ・変更後の連帯保証人の印鑑証明書
借受人が死亡したとき *死亡事由により扱いが異なります。	・借受人死亡届（第15号様式） ・借受人の戸籍抄本 ・修学資金返還免除申請書（第18号様式） ・修学資金返還届（第19号様式）

\*各申請書・届出書の修正は、二重線で訂正のうえ、訂正印を押してください。

（修正液・修正テープは使用不可）

\*印鑑は必ず朱肉使用のものを押印ください。（シャチハタ等ゴム印は無効です）

修学資金のことで不明な点、相談したい事がありましたら、下記までご連絡ください。

**【申請・お問い合わせ窓口】**

〒296-0033 鴨川市八色 887-1

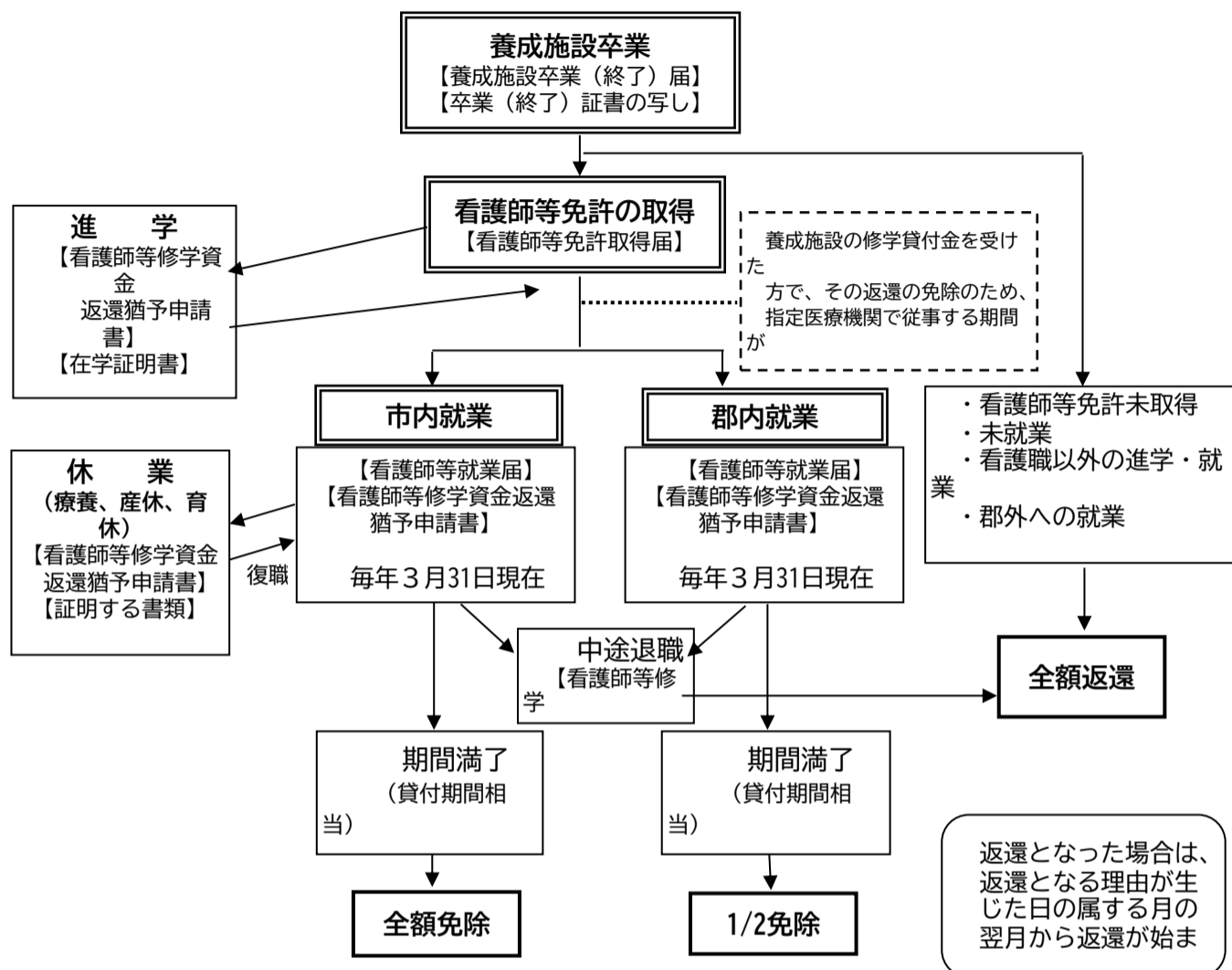
鴨川市ふれあいセンター 健康推進課保健予防係

TEL：04-7093-7111

FAX：04-7093-7115

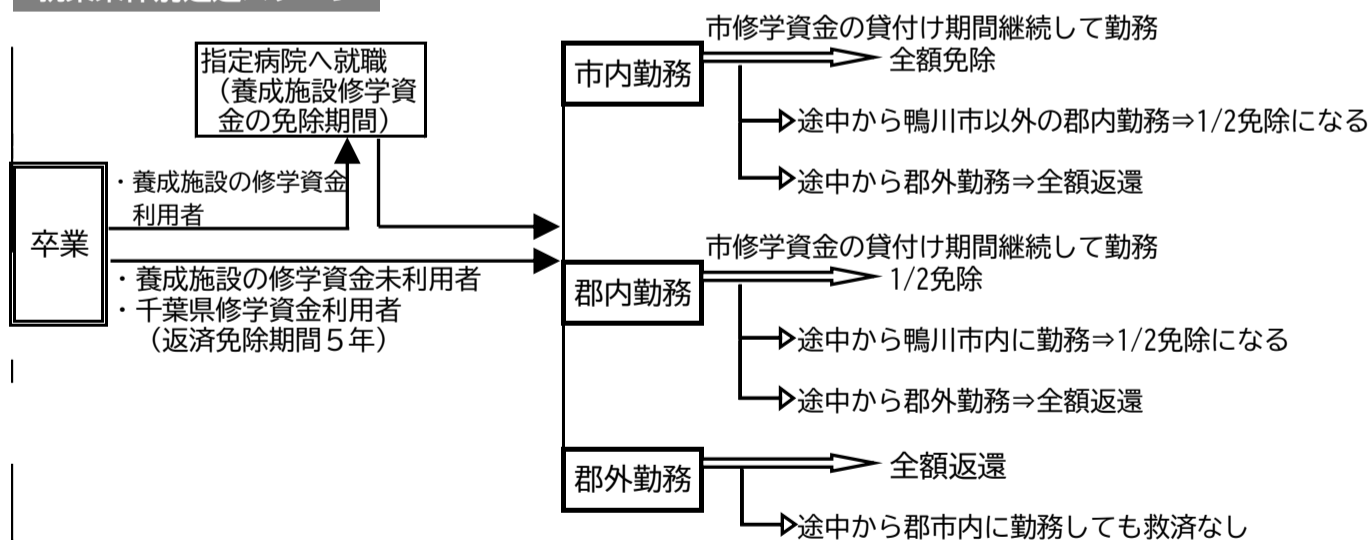
Mail：kenko@city.kamogawa.lg.jp

## 養成施設卒業後の手続一覧



【 】内は、借受人に提出の義務がある書類

### 就業条件別返還パターン



(備考)  
 ○結婚等による住所異動を考慮し、勤務時点での住所要件はなし。  
 ○卒業後郡内での勤務が返還免除の要件。郡外勤務はその時点で全額返還となる。  
 ○郡外で勤務した者が途中から郡市内に勤務しても救済はない。  
 ○市内で勤務していた者が途中で郡内勤務となった場合、その時点で全額免除の資格を失い、1/2免除となる。  
 ○市内医療機関に勤務する者は、同系列の市外医療機関に異動する可能性があり、条例では全額免除とみなす。

～Q&A～ 質問の多い事項やわかりにくい事項をまとめました。

## ○申請書、届出について

Q1：現況報告書は、毎年提出する必要がありますか。

A1：返還の債務を負うことがなくなるまで、毎年3月31日現在の現況について、その年の4月末日までに現況報告書（第16号様式）を提出していただく必要があります。

Q2：4月に就業先を変えています。現況報告書の提出はどのようにしたらよいですか。

A2：就業先が変わったときは、看護師等就業変更届（第12号様式）を提出してください。毎年3月31日現在の現況報告が必要ですので、4月以降に就業先が変わったときには、以前の就職先で現況報告書（第16号様式）の証明をもらってください。

Q3：現況報告書を返還の債務を負うことがなくなるまで提出すれば免除になるのか。

A3：看護師等修学資金返還免除申請書（第18号様式）の提出が必要となります。現況報告書の提出だけでは免除になりません。

Q4：就業時に住所が変わりましたが、看護師等就業届（第11号様式）に新住所を記載すれば、新しい住所が登録されますか。

A4：看護師等就業届に新しい住所が記載されただけでは、住所変更の手続きはできません。

各届出、申請の際に住所が変わる（っている）ときは、必ず住所等変更届（第7号様式）も一緒に提出してください。現況報告書提出の際も同様です。

Q5：連帯保証人のうち1名が亡くなりました。手続きはどのようにすればよいですか。

A5：連帯保証人変更届（第5号様式）を提出し、新連帯保証人を届け出てください。この場合、連帯保証人変更届には新連帯保証人の実印を押印し、印鑑登録証明書も添付してください。

Q6：連帯保証人2名は両親でよいですか。

A6：連帯保証人2名のうち1名は父親又は母親でもかまいませんが、もう1名は父親又は母親とは独立して生計を営む成年者としてください。なお、申請者が未成年の場合は、連帯保証人のうち1名は親権者又は後見人としてください。

Q7：いろいろな手続きを忘れてしまったら、市から連絡があるのですか。

A7：原則、市からは連絡しません。今回お渡ししたしおりをよく読んで上で、必ず皆さんが手続きを行ってください。

個々人の状況により提出すべき書類がありますが、それはすべて、条例、規則に基づき、皆さんがその都度提出していただくものです。

手続きを忘れた場合は、貸付金の一時保留や、返還となりますので、忘れずに提出してください。

## ○返還猶予・その他について

Q8：看護学校卒業後英会話学校に進学し、その後市内で看護職として就職しました。この場合は、猶予として認められますか。

A8：認められません。進学で猶予されるのは、看護師等（保健師、助産師、看護師）の養成施設に進学した場合に限りますので、看護学校を卒業した時点で貸付金の返還をしていただくことになります。

Q9：デイサービスセンターに就職しましたが、猶予として認められますか。

A9：認められません。郡市内の医療機関に就業した場合に限りますので、デイサービスセンターや老人ホーム（有料老人ホーム、特別養護老人ホーム等）は対象外となり、貸付金の返還をしていただくことになります。

Q10：市内医療機関に看護職のパートとして就業しましたが、猶予されますか。

A10：猶予できません。正規職員として就業した場合に限ります。

Q11：結婚、または、妊娠して退職するときは、どのような手続きになりますか。

A11：結婚で退職するとき、妊娠して退職するときは、返還となります。看護師等修学資金返還届（第19号様式）を提出してください。

なお、産休、育児休業については、返還猶予期間の延長ですので、看護師等修学資金返還猶予申請書（第20号様式）を提出してください。この場合休業とは、有給、無給にかかわらず、その勤務先に所属していることですので、間違えないようにしてください。

Q12：病気になり、やむを得ず退職しなければならなくなりました。免除までまだ期間があるのですが、どうなるでしょうか。

A12：本人の病気等の場合、退職前（やむを得ない場合は退職直後）に「看護師等修学資金返還猶予申請書（第20号様式）」と「診断書（療養に要する期間を明記のこと）」を提出してください。市において厳密な審査を行い、猶予の可否及びその期間を決定します。

猶予の期間は、診断書に記載された療養に要する期間と同じですが、その期間で治癒しない場合は、再度同じ書類を提出していただくことになります。

ただし、猶予期間が過ぎても復職しない場合や書類の提出がない場合は、返還となります。看護師等修学資金返還届（第19号様式）を提出してください。

## ○返還について（全額返還・一部返還）

Q13：修学資金を3年間借りる予定です。免許取得後市内医療機関に就職し、病気等で休職した後に復職した場合、全額免除されるためには休職期間を除いて3年間就業すればよいですか。

A13：休職期間は免除のための業務従事期間から除外されるため、休職期間を除いて3年

間業務に従事する必要があります。

なお、休職等雇用関係を維持したまま業務に従事しない場合は、看護師等修学資金返還猶予申請書（第20号様式）の提出が必要になります。

**Q14：貸付金の返還をすることになりました。支払い方法を教えてください。**

A14：市からお送りする振込用紙（納入通知書）を用いて、振込用紙に記載のある金融機関等で納付してください。毎月定額を返還する月賦均等返還となります。

口座からの自動引き落としはできません。また、郵便局では取り扱っておりませんのでご注意ください。

**Q15：卒業後安房郡市外に就職し、返還中に市内へ就職する事になった場合、残額について免除になりますか。**

A15：免除となりません。返還免除要件は、養成施設を卒業し、免許を取得した後、直ちに安房郡市内において貸付相当期間継続して業務に従事すること、となっているので、ご質問の場合は、全額返還となります。

**Q16：月賦返還をしていましたが、現在就業していないため収入がありません。毎月の返還額を少なくしてもらえませんか。**

A16：返還決定後は、繰り上げ返済を除き原則として返還方法の変更は認められません。市に相談してください。

**Q17：修学資金の返還を滞納した場合はどうなりますか。**

A17：滞納したときは、督促、催告を行います。それでも支払いがない場合は、連帯保証人への請求や法的な措置を行います。